



# 鳥取県公報

平成 28 年 2 月 26 日 (金)  
第 8 7 7 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (118) (くらしの安心推進課) . . . . . 2
	指定居宅サービスの事業の廃止の届出 (119) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	指定介護予防サービスの事業の廃止の届出 (120) (〃) . . . . . 2
	開発行為に関する工事の完了 (121) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 2
	土地改良事業の認可申請の適否の決定 (122) (西部総合事務所農林局) . . . . . 3
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施 (住まいまちづくり課) . . . . . 3
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第118号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域  
米子市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡湯梨浜町及び三朝町
- 2 実施期間  
平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで
- 3 実施場所  
当該特定計量器の所在の場所

## 鳥取県告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月26日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	デイサービスセンターほのぼの家	倉吉市昭和町一丁目10	平成28年2月19日	平成28年3月31日	通所介護

## 鳥取県告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月26日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	デイサービスセンターほのぼの家	倉吉市昭和町一丁目10	平成28年2月19日	平成28年3月31日	介護予防通所介護

## 鳥取県告示第121号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成28年2月26日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成27年11月30日 鳥取県指令第201500129601号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津2231-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
兵庫県川西市久代四丁目5-24  
和田 淳子

---

**鳥取県告示第122号**

米川土地改良区が行う土地改良事業（国営中海土地改良事業（彦名干拓地） 米川土地改良区 維持管理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月26日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成28年2月26日から同年3月17日まで
- 3 縦覧に供する場所  
米子市役所
- 4 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

---

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成28年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
  - (1) 二級建築士試験
    - ア 学科の試験  
平成28年7月3日（日）午前10時から午後5時10分まで
    - イ 設計製図の試験  
平成28年9月11日（日）午前11時から午後4時まで
  - (2) 木造建築士試験
    - ア 学科の試験  
平成28年7月24日（日）午前10時から午後5時10分まで
    - イ 設計製図の試験  
平成28年10月9日（日）午前11時から午後4時まで
- 2 試験の会場  
倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷
- 3 試験の内容
  - (1) 学科の試験
    - ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）
    - イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) 持参による受験申込

ア 受付期間及び場所

(ア) 平成28年4月7日（木）から同月11日（月）までの午前10時から午後5時まで  
一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

(イ) 平成28年4月7日（木）及び同月8日（金）の午前10時から午後5時まで  
米子コンベンションセンター第2会議室（会議棟3階） 米子市末広町294

イ 申込方法

受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。

(2) 郵送による受験申込み

二級建築士試験若しくは木造建築士試験を受けたことがある者で同一の試験を受けようとするもの又は(1)の受付場所から遠方に居住する等で直接申込みができない事情がある者は、(1)のほか、郵送による受験申込みを行うことができる。

ア 提出書類

(ア) 平成27年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書

(イ) 住民票又は直接申込みができない事情を勤務先が証明した書面

イ 受付期間

平成28年3月14日（月）から同月29日（火）まで

なお、平成28年3月29日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

ウ 申込方法及び申込先

受験申込書にアの必要書類を添付して、簡易書留により次の宛先に郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(3) インターネットによる受験申込み

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものは、(1)のほか、インターネットによる受験申込みを行うことができる。

ア 受付期間

平成28年3月22日（火）午前10時から同月29日（火）午後4時まで

イ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

5 合格者の発表及び合否の通知

平成28年12月1日（木）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月23日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月6日（火）（予定）に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成28年3月7日（月）から同年4月11日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

鳥取県建築士会中部支部 倉吉市宮川町二丁目52-1（有限会社エイ・ディ・エム設計研究室内）

鳥取県建築士会西部支部 米子市道笑町二丁目126 (株式会社桑本建築設計事務所内)

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糺町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成28年6月8日(水)(予定)から一般社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の定めるところにより所要の手数料を徴収する。なお、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(4) 問合せ先

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195 電話0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課(電話03-6261-3310)にその旨を申し出ること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成28年2月26日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成28年6月2日(木)午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成28年7月23日(土)午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること。

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 乗客等の接遇に関すること。
- イ 手荷物等検査に関すること。
- ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 7 検定申請書の受付期間

平成28年5月9日(月)から同月13日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

#### 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

#### 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

#### 11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

---

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国  
家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成28年2月26日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

#### 1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 2級

#### 2 実施日時

- (1) 学科試験  
平成28年 6 月 2 日 (木) 午前 9 時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験  
平成28年 7 月 9 日 (土) 午前 8 時30分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
  - (1) 学科試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
  - (2) 実技試験  
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1 - 1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員  
5 名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 乗客等の接遇に関すること。
    - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査 (以下「手荷物等検査」という。)に関すること。
    - オ 空港に関すること。
    - カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 乗客等の接遇に関すること。
    - イ 手荷物等検査に関すること。
    - ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間  
平成28年 5 月 9 日 (月) から同月13日 (金) までの日の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること (持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
- 10 検定手数料及び納付方法  
検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
  - (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。